

栃木県環境審議会次第

日時 令和6（2024）年3月5日（火）

午後3時00分から

場所 栃木県庁東館4階講堂

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題

【審議】

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準の策定について
- (2) 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の見直しについて

【報告】

- (3) 部会専決事項について
 - ・栃木県ニホンジカ管理計画（七期計画）の策定について
 - ・栃木県イノシシ管理計画（五期計画）の策定について
 - ・狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）の捕獲等の禁止について
 - ・ニホンジカ・イノシシに係る狩猟期間の延長について
 - ・ニホンジカ・イノシシに係る禁止猟法の一部解除について
 - ・温泉の動力装置の設置について

【その他】

- 4 閉会

[配付資料一覧]

- 資料1 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準の策定に係る報告書及び参考資料
- 資料2 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の見直しに係る報告書及び参考資料
- 資料3 自然環境部会報告書、答申書及び諮問書
- 資料3-1-1、3-1-2 栃木県ニホンジカ管理計画（七期計画）案の概要及び案
- 資料3-2-1、3-2-2 栃木県イノシシ管理計画（五期計画）案の概要及び案
- 資料3-3 狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）の捕獲等の禁止について
- 資料3-4 ニホンジカ・イノシシに係る狩猟期間の延長について
- 資料3-5 ニホンジカ・イノシシに係る禁止猟法の一部解除について
- 資料4 温泉の動力装置の設置について

-
- 栃木県環境審議会次第
 - 栃木県環境審議会出欠名簿
 - 栃木県環境審議会座席表
 - 栃木県環境審議会部会別委員名簿
 - 栃木県環境審議会条例
 - 栃木県環境審議会運営規程
 - 栃木県環境審議会傍聴要領

栃木県環境審議会出欠名簿(予定)

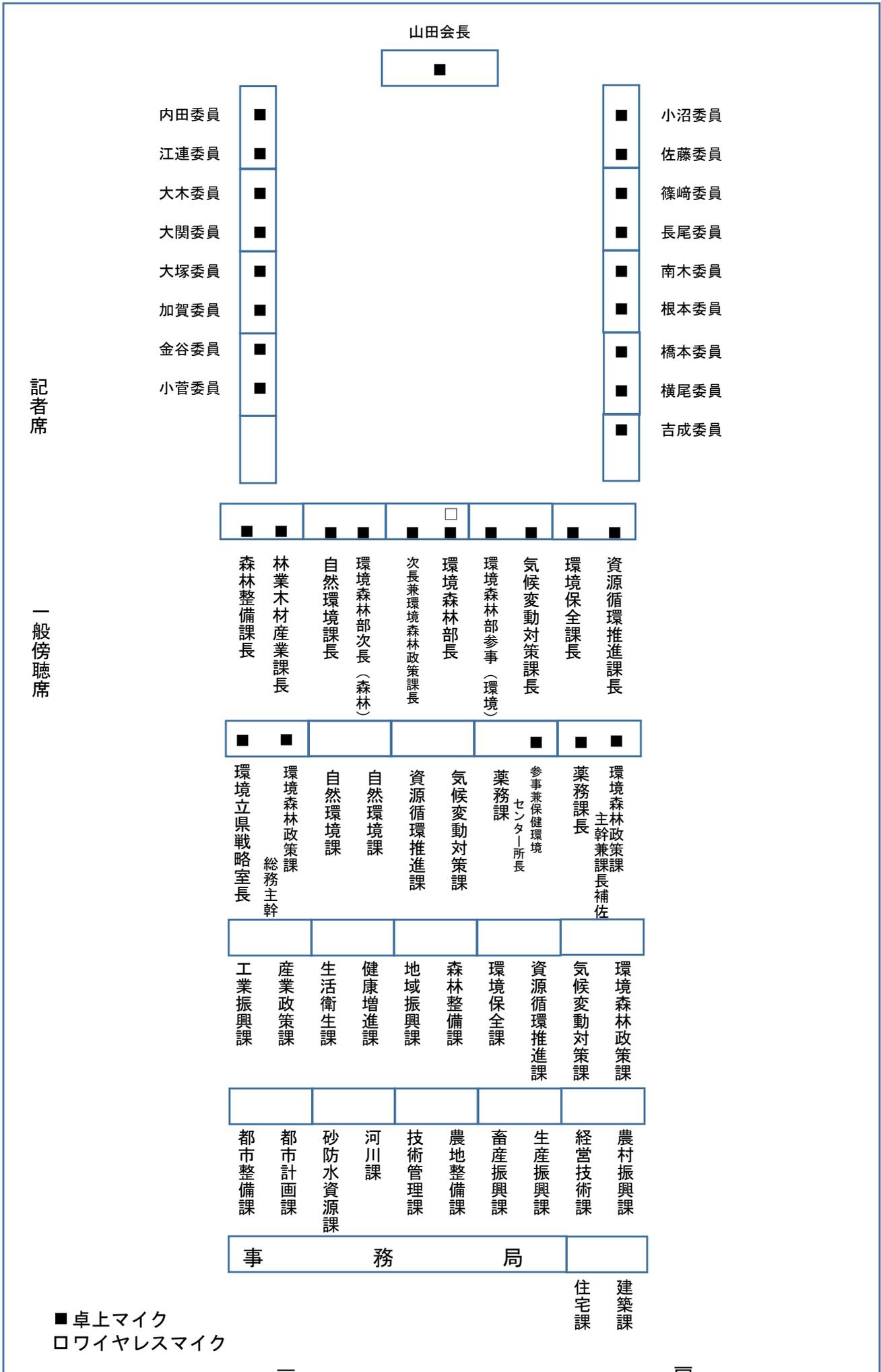
令和6年3月5日

番号	氏名	職業・役職名等	備考
1	内田 裕之	日本野鳥の会栃木県支部支部長	
2	江連 比出市	栃木県森林組合連合会代表理事会長	
3	大木 英憲	県議会議員	
4	大関 一雄	芳賀町長	
5	大塚 晃弘	(公財) 中央温泉研究所主任研究員	
6	加賀 豊仁	栃木県漁業協同組合連合会専務理事	
7	金谷 淳美	(公社) 日本山岳ガイド協会登山ガイド	
8	木村 由美子	栃木県女性団体連絡協議会事務局長	欠席
9	黒子 和夫	栃木県中小企業団体中央会監事	欠席
10	小菅 美智子	とちの環県民会議プロジェクトリーダー	
11	小沼 一郎	栃木県医師会副会長	
12	佐藤 剛史	宇都宮大学工学部教授	
13	篠崎 清	(一社) 栃木県経営者協会地域環境委員	
14	相馬 憲一	大田原市長	欠席
15	長尾 昌朋	足利大学工学部教授	
16	南木 好樹	栃木県土地改良事業団体連合会専務理事	
17	根本 義夫	公募委員	
18	橋本 充代	獨協医科大学教育支援センター准教授	
19	山田 洋一	宇都宮大学名誉教授	
20	横尾 昇剛	宇都宮大学地域デザイン科学部教授	
21	吉成 剛	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長	

(五十音順 敬称略)

栃木県環境審議会 座席表

R6.3.5
栃木県庁東館4階 講堂



栃木県環境審議会部会別委員名簿

令和6(2024)年3月5日現在

部 会 名		部 会 長	氏 名	職業・役職名等
常設部会	大気部会		木 村 由美子	栃木県女性団体連絡協議会事務局長
		○	佐 藤 剛 史	宇都宮大学工学部教授
			山 田 洋 一	宇都宮大学名誉教授
			吉 成 剛	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長
	水質部会		加 賀 豊 仁	栃木県漁業協同組合連合会専務理事
			根 本 義 夫	公募委員
		○	長 尾 昌 朋	足利大学工学部教授
			橋 本 充 代	獨協医科大学教育支援センター准教授
	地盤沈下部会		南 木 好 樹	栃木県土地改良事業団体連合会専務理事
			篠 崎 清	(一社)栃木県経営者協会地域環境委員
			黒 子 和 夫	栃木県中小企業団体中央会監事
		○	横 尾 昇 剛	宇都宮大学地域デザイン科学部教授
	自然環境部会		南 木 好 樹	栃木県土地改良事業団体連合会専務理事
			内 田 裕 之	日本野鳥の会栃木県支部支部長
		○	江 連 比出市	栃木県森林組合連合会代表理事会長
			加 賀 豊 仁	栃木県漁業協同組合連合会専務理事
			金 谷 淳 美	(公社) 日本山岳ガイド協会登山ガイド
			根 本 義 夫	公募委員
	温泉部会	○	大 塚 晃 弘	(公財)中央温泉研究所主任研究員
			小 菅 美智子	とちの環県民会議 プロジェクトリーダー
		小 沼 一 郎	栃木県医師会副会長	
		長 尾 昌 朋	足利大学工学部教授	
臨時部会	気候変動部会		江 連 比出市	栃木県森林組合連合会代表理事会長
			小 菅 美智子	とちの環県民会議 プロジェクトリーダー
			山 田 洋 一	宇都宮大学名誉教授
		○	横 尾 昇 剛	宇都宮大学地域デザイン科学部教授
	土砂条例部会		佐 藤 剛 史	宇都宮大学工学部教授
			篠 崎 清	(一社)栃木県経営者協会地域環境委員
			南 木 好 樹	栃木県土地改良事業団体連合会専務理事
		○	横 尾 昇 剛	宇都宮大学地域デザイン科学部教授

(五十音順 敬称略)

栃木県環境審議会条例

改正 平成6年栃木県条例第22号
平成8年栃木県条例第7号
平成11年栃木県条例第37号
平成12年栃木県条例第52号
平成18年栃木県条例第48号
平成21年栃木県条例第19号
平成30年栃木県条例第10号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、栃木県環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。
2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
3 審議会に、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の事務に係る事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
4 特別委員は、国の関係地方行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。
3 特別委員は、前条第3項の規定による調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。
2 審議会は、委員（第2条第3項の規定による調査審議を行う場合にあっては、委員及び特別委員。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の同意を得て知事が任命する。
3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
7 第5条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員（第2条第3項の規定による調査審議を行う場合にあっては、委員及び特別委員。次項において同じ。）」とあるのは「当該部会に属する委員、特別委員及び専門委員」と、同条第3項中「委員」とあるのは「委員、特別委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(幹事)

第8条 審議会に幹事を置き、県職員のうちから知事が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、特別委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境森林部において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(栃木県公害対策審議会条例の廃止)

2 栃木県公害対策審議会条例(昭和46年栃木県条例第26号)は、廃止する。

(栃木県公害防止条例の一部改正)

3 栃木県公害防止条例(昭和47年栃木県条例第8号)の一部を次のように改正する。
第67条中「栃木県公害対策審議会」を「栃木県環境審議会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年8月1日から施行する。

(栃木県立自然公園条例の一部改正)

2 栃木県立自然公園条例(昭和33年栃木県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「栃木県自然環境保全審議会」を「栃木県環境審議会」に改める。

(自然環境の保全及び緑化に関する条例の一部改正)

3 自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「栃木県自然環境保全審議会」を「栃木県環境審議会」に改める。

(とちぎふるさと街道景観条例の一部改正)

4 とちぎふるさと街道景観条例(平成元年栃木県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「栃木県自然環境保全審議会」を「栃木県環境審議会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

栃木県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木県環境審議会条例（平成6年栃木県条例第22号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、栃木県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 条例第7条第1項の規定により、特定の課題、専門的な事項等を調査審議させるため、審議会に、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる部会を置く。

- (1) 大気汚染の防止に関する事項 大気部会
- (2) 水質汚濁の防止に関する事項 水質部会
- (3) 地盤沈下の防止に関する事項 地盤沈下部会
- (4) 自然環境の保全、自然公園、鳥獣の保護及び狩猟等に関する事項 自然環境部会
- (5) 温泉の保護及び利用に関する事項 温泉部会

2 前項各号に掲げる部会以外の部会の設置及び廃止については、会長が審議会に諮って定める。

3 条例第7条第2項の規定により会長が部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員を指名する場合には、当該部会の構成員の過半数が委員となるようにしなければならない。

(部会への付議)

第3条 会長は、知事から意見を求められた事項のうち、部会による調査審議が必要であると判断した事項については、審議会に諮って、適当な部会に付議することができる。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、知事から意見を求められた事項が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の区分に応じ、当該各号に掲げる部会に付議するものとする。

- (1) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定による公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画の策定に関する事項 水質部会
- (2) 栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号）の規定により審議会の権限に属させられた事項 自然環境部会
- (3) 自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）の規定により審議会の権限に属させられた事項（同条例第11条第1項の規定による自然環境の保全及び緑化に関する基本方針の策定に関する事項を除く。） 自然環境部会
- (4) とちぎふるさと街道景観条例（平成元年栃木県条例第37号）の規定により審議会の権限に属させられた事項（同条例第6条第1項の規定による街道景観の形成に関する基本方針の策定に関する事項を除く。） 自然環境部会
- (5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定により審議会の権限に属させられた事項（同法第4条第1項の規定による鳥獣保護事業計画の策定に関する事項を除く。） 自然環境部会
- (6) 温泉法（昭和23年法律第125号）の規定により審議会の権限に属させられた事項 温泉部会
- (7) 緊急を要すること等により会長が特に必要と認めた事項 当該事項の内容等を勘案して会長が適当と認めた部会

(部会の専決事項等)

第4条 条例第7条第6項の規定により部会の決議をもって審議会の決議とすることができる事項は、前条第2項に掲げる事項に係るものとする。

2 前条第2項に掲げる事項に係る議決をしたときは、部会長は、その旨を速やかに会長へ報告するとともに、直近に開催される審議会に報告するものとする。

3 第1項に規定するもののほか、会長は、審議会に諮って、必要と認められる事項について、

部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

4 第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(会議の公開)

第5条 審議会及び部会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長又は部会長が審議会又は部会に諮って、これを公開しないことができる。

(1) 「栃木県情報公開条例」(平成11年栃木県条例第32号)第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

3 会長又は部会長は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(関係者からの意見の聴取等)

第6条 会長又は部会長は、必要と認めるときは、審議会又は部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(議事録の作成)

第7条 会長又は部会長は、審議会又は部会の議事について、議事録を作成するものとする。

2 議事録には、会長又は部会長が指名する二人以上の委員又は専門委員が署名するものとする。

(部会の庶務)

第8条 部会の庶務は、大気部会、水質部会及び地盤沈下部会にあつては環境森林部環境保全課、自然環境部会にあつては環境森林部自然環境課、温泉部会にあつては保健福祉部業務課において処理する。

2 第2条第1項各号に掲げる部会以外の部会の庶務担当課については、会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が審議会又は部会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成21年9月10日から実施する。

2 栃木県環境審議会の一部を改正する条例(平成21年条例第19号。以下この項において「改正条例」という。)の施行の際、改正条例による改正前の条例第9条の規定により設置されていた専門委員会議又は改正条例による廃止前の栃木県自然環境保全審議会条例(昭和48年栃木県条例第29号)第5条第1項の部会(以下この項において「従前の部会」という。)に継続して付議されていた案件がある場合には、当該案件については、第3条第1項の規定にかかわらず、審議会に諮ることなく、当該案件が付議されていた専門委員会議又は従前の部会に相当する部会に付議されたものとみなす。

附 則

1 この規程は、平成25年9月6日から実施する。

栃木県環境審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、附属機関等の会議の公開に関する指針3の(3)の規定に基づき、栃木県環境審議会（以下「審議会」という。）及び部会の会議（以下「会議等」という。）の傍聴に関する取扱いを定めるものとする。

(傍聴席)

第2条 傍聴席は、一般席及び記者席とする。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、審議会の会議にあつては10人、部会の会議にあつては5人とする。ただし、会議等の会場（以下「会場」という。）の広さに応じて増やすことができる。

(傍聴の受付)

第4条 会議等を傍聴しようとする者は、会場の受付で氏名及び住所を記載し、会長又は部会長の許可を受けなければならない。

2 傍聴の受付は、先着順に行う。

(会場に入場できない者)

第5条 次の各号の一に該当する者は、会場に入場できない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 拡声器、無線機、録音機、写真機、映写機、楽器の類を携帯している者（第7条の規定により、会長又は部会長の許可を得た者を除く。）
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) その他会議等の議事を妨害すると疑うに足りる明らかな事実があると認められる者

2 会長又は部会長は、前項各号に掲げる者の会場への入場を許可しない。

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、静粛にし、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議等における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなどをして、議事を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。

- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、又は会議等の妨害となるような行為をしないこと。

(写真の撮影等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録画又は録音等をしてはならない。ただし、会長又は部会長の許可を得た場合はこの限りでない。

(違反者に対する措置)

第8条 会長又は部会長は、傍聴人がこの要領に違反するときは、その者を制止し、その命令に従わないときは、退場させる。

附 則

この要領は、平成10年11月20日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年9月10日から実施する。